

## 当院看護職員による入院患者様に対する虐待事案等について

このたび、当院看護職員による入院患者様に対する虐待が疑われる行為（病室の出入り口を封じる行為、患者様に対し医師の処方なく薬を投与した行為等）が発覚し、自治体等への報告を行った結果、令和8年1月に身体的虐待行為と判断されました。また、薬を窃取していたことも確認されたため、令和8年3月27日付で懲戒処分を行いました。

本事案につきまして、患者様、ご家族の方々に対しては、大変なご心配とご不安をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

本事案について調査を行った結果、患者様への身体的・心理的な影響は確認されませんでした。このような事態が発生したこと自体、医療機関として重く受け止めております。

当院ではこれまでも虐待防止に係る研修など行っておりましたが、不十分であったと痛感しております。今回の事案を厳粛に受け止め、虐待防止対策の強化と再発防止に努めるべく、全職員を対象とした虐待防止研修の実施、虐待防止対策マニュアルの改訂、虐待通報連絡体制の見直し、不適切な行為を未然に防ぐため、相談しやすい環境づくりと巡視等によるモニタリングの強化を行っております。

また、医薬品の窃取については、院内ルールの遵守、薬剤師の監査を実施することで安全な医薬品管理体制を構築し、併せて職員教育を徹底してまいります。

私たちは、今回の問題を一過性の出来事として終わらせることなく、組織全体の姿勢と体制を根本から見直し、継続的に改善を進めてまいります。

地域に開かれた医療機関として、患者様一人ひとりの尊厳を守り、安心して治療を受けていただける環境づくりに全力で取り組んでまいります。

今後ともご理解とご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年4月1日

独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター  
院長 植木 俊仁